

判決年月日	平成28年2月24日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成27年(行ケ)10130号		
○請求項に記載された特許を受けようとする発明が、そこに何らかの技術的思想が提示されているとしても、その技術的意義に照らし、全体として考察した結果、その課題解決に当たって、専ら、人の精神活動、意思決定、抽象的な概念や人為的な取決めそれ自体に向けられ、自然法則を利用したものといえない場合には、特許法2条1項所定の「発明」に該当するとはいえない。			

(関連条文) 特許法2条1項, 29条1項柱書

(関連する権利番号等) 不服2014-18064号事件(本件審判), 特願2012-279543号(本願)

本件は、原告が、発明の名称を「省エネ行動シート」とする発明について特許出願をしたところ、拒絶査定を受け、これに対して不服の審判を請求し、併せて本件補正により特許請求の範囲を補正したが(本願発明)、不成立審決を受けたことから、その取消しを求めた事案である。

本件審決の理由は、本願発明の「省エネ行動シート」の構成及びそれを提示(記録・表示)する手段は、専ら、人間の精神活動そのものを対象とする創作であり、自然法則を利用した技術的思想の創作とはいえず、また、本願発明の奏する作用効果も、自然法則を利用した効果とはいえず、本願発明に係る「省エネ行動シート」は、特許法2条1項にいう「発明」に該当しないものであり、そうすると、本願発明は、同法29条1項柱書に規定される「産業上利用することができる発明」に該当しないから、同項の規定により特許をすることができない、というものである。

本判決は、大要、以下のように判断して、本件審決による「発明」該当性の判断に誤りはないとして、原告の請求を棄却した。

(1) 請求項に記載された特許を受けようとする発明が、特許法2条1項に規定する「発明」といえるか否かは、前提とする技術的課題、その課題を解決するための技術的手段の構成及びその構成から導かれる効果等の技術的意義に照らし、全体として考察した結果、「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するといえるか否かによって判断すべきものである。

そして、「発明」は、上記のとおり、「自然法則を利用した技術的思想の創作」であるところ、単なる人の精神活動、意思決定、抽象的な概念や人為的な取決めそれ自体は、自然法則とはいえず、また、自然法則を利用するものでもないから、直ちには「自然法則を利用した」ものということとはできない。

したがって、請求項に記載された特許を受けようとする発明が、そこに何らかの技術的

思想が提示されているとしても、その技術的意義に照らし、全体として考察した結果、その課題解決に当たって、専ら、人の精神活動、意思決定、抽象的な概念や人為的な取決めそれ自体に向けられ、自然法則を利用したものといえない場合には、同法2条1項所定の「発明」に該当するとはいえない。

(2) 本願発明は、①省エネ行動をリストアップして箇条書にした表などを利用する者が、各省エネ行動によってどれくらいの電力量等を節約できるのかを一見して把握することが難しいことや、どの省エネ行動を優先的に行うべきかを把握することが難しいことを「前提とする技術的課題」とし、②「建物内の場所名と、軸方向の長さでその場所での単位時間当たりの電力消費量とを表した第三場所軸」、「時刻を目盛に入れた時間を表す第三時間軸」及び「省エネ行動により節約可能な単位時間当たりの電力量を第三場所軸方向の軸方向の長さ、省エネ行動の継続時間を第三時間軸の軸方向の長さとする第三省エネ行動識別領域」を設けた「省エネ行動シート」において、「該当する第三省エネ行動識別領域に示される省エネ行動を取ることによって節約できる概略電力量（省エネ行動により節約可能な単位時間当たりの電力量と省エネ行動の継続時間との積算値である面積によって把握可能な電力量）を示すこと」を「課題を解決するための技術的手段の構成」として採用することにより、③利用者が、省エネ行動を取るべき時間と場所を一見して把握することが可能になり、かつ、各省エネ行動を取ることにより節約できる概略電力量等を把握することが可能になるという「技術的手段の構成から導かれる効果」を奏するものである。

そうすると、本願発明の技術的意義は、「省エネ行動シート」という媒体に表示された、文字として認識される「第三省エネ行動識別領域に示される省エネ行動」と、面積として認識される「省エネ行動を取ることによって節約できる概略電力量」を利用者である人に提示することによって、当該人が、取るべき省エネ行動と節約できる概略電力量等を把握するという、専ら人の精神活動そのものに向けられたものであるといえることができる。

(3) 本願発明の技術的課題、その課題を解決するための技術的手段の構成及びその構成から導かれる効果等に基づいて検討した本願発明の技術的意義に照らすと、本願発明は、その本質が専ら人の精神活動そのものに向けられているものであり、自然法則、あるいは、これを利用するものとはいえないから、全体として「自然法則を利用した技術的思想の創作」には該当しないというべきである。

以上によれば、本願発明は、特許法2条1項に規定する「発明」に該当しない。